

平成27年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年3月24日(火) 午後3時00分～午後4時15分

○ 場 所 教育センター 4階 会議室1

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

生涯学習部長 松 良之 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 保健給食課長 西尾 浩樹

生涯学習課長 松原 俊三 スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸

放課後子ども課長 西本 岳史 教育センター長 廣部 孝徳

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案

【説明要旨】

○事務局 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

今回の規則の一部改正でございますが、1月定例会で御報告させていただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月に一部改正されましたことにより、ます規則改正でございます。本規則改正は、第1条から第6条まで、それぞれの条項によりまして関係規則を整備する内容でございます。1条では、守口市教育委員会公告式規則を、第2条では、守口市教育委員会会議規則を、第3条では、守口市教育委員会傍聴人規則を、

第4条では、教育長に対する事務委任規則を、第5条では、守口市教育委員会公印規則を、第6条では、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則を、改正するものでございます。これらの改正趣旨は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長と教育委員長が一本化されたことに伴い、教育委員長との文言を教育長にするものと、その他文言の修正に係る規定整備でございます。

守口市教育委員会公告式規則第1条関係は、教育委員会が行う公告式の細部を定める規則でございますが、第1条におきまして趣旨との見出しを付しますとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文番号が改正されたことに伴う修正でございます。第2条以下につきましては、それぞれの見出しを付したこと以外は文言修正による規定整備でございます。

守口市教育委員会会議規則第2条関係では、第1条の前に目次を付しております。また改正前の第2条、第3条を削除いたしております。これにつきましては、教育長と教育委員長が一本化されたことに伴い、選挙が不要となること及び職務代理者の設置につきましては改正地教行法において教育長が職務代理者を指名する旨の規定があるため、削除されることとなるものでございます。その他第3条以下につきましては、教育長と教育委員長が一本化されたことに伴う委員長等の記載を教育長に改めるもの、その他文言修正に伴う規定整備でございます。

守口市教育委員会傍聴人規則第3条関係は、当該規則の名称を守口市教育委員会傍聴規則へ改め、第1条で文言整備を行うほか第2条第3号で委員長の記載を教育長へ変更いたします。改正後の第3条、第5条及び第6条におきましても、委員長を教育長へ修正を行い、その他文言修正に伴う規定整備を行うものでございます。

教育長に対する事務委任規則第4条関係は、第1条におきましては地教行法の条文番号が改正されたことに伴う修正でございます。その他第2条以降は、文言修正に伴う規定整備を行うものでございます。

守口市教育委員会公印規則第5条関係は、教育委員長の印を削除しようとするものです。その他の項目は文言修正に伴う規定整備でございます。

守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第6条関係では、第1条は地教行法の条文番号が改正されたことに伴う修正でございます。第4条では、教育次長が教育長を補佐することとし、教育長が欠けた場合の規定は、改正地教行法において教育長が職務代理

者を指名する旨の規定があるため、削除されることとなるものでございます。

附則におきまして、施行期日は平成27年4月1日と、経過措置といたしまして、現教育長の任期まで従前の例と定めております。まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。

議案第17号 守口市指定文化財の新規指定について

【説明要旨】

○事務局 議案第17号「守口市指定文化財の新規指定について」につきまして、御説明申し上げます。

市指定有形文化財として今回新規指定をしようとしております「中西家文書」、一括9,946点は旧中西家に伝わったものであり、平成13年に中西要彦氏から本市に寄贈されたものでございます。今回の中西家文書は平成13年から5年間の整理作業の後、平成19年に中西家文化財目録として、教育委員会から刊行をしております。

その後、研究が進み、中西家が現在の愛知県名古屋に位置する尾張藩の大坂蔵屋敷奉行等の役職についており、平成24年刊行の愛知県史で紹介されたことから、本市社会教育関係団体の市文化財研究会から当該文化財の指定への要望書が提出されておりました。昨年4月の教育委員会定例会で、諮問することへの承認をいただいたところですが、その後、市文化財保護審議会委員による中西家文書の保管状態、保管場所などの視察期間を一定終えたことから、本年1月26日付で市文化財保護審議会に諮問し、本年2月18日付で答申を受けたところでございます。

市文化財保護審議会では、「中西家文書」は本市の東村だけではなく尾張藩との行政文書や文化面での史料等、多岐に渡っておりますことから貴重なものであり、文化財指定に値するとの答申をいただいております。なお、建造物のもりぐち歴史館旧中西家住宅につきましては、平成9年に市指定有形文化財に指定し、平成10年に寄贈を受け、平成12年から平成13年にかけて、保存、修復工事を行い、現在一般公開をしているところです。

説明は以上でございますが、この古文書が建造物の旧中西家住宅の価値と合わせて、本市の文化財価値を一層高めるものとして、市有形文化財の指定について御審議の上、御決

定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。

請願第1号 学童保育の充実を求める請願書

【説明要旨】

○事務局　それでは請願第1号「学童保育の充実を求める請願書」につきまして、御説明申し上げます。

議案内容につきましては、本文を朗読させていただくことで説明にかえさせていただきます。

請願趣旨、私たちは、放課後児童クラブの入会児童室に子供を通わせている保護者です。日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。共働き、ひとり親家庭等の増加のもと、安全で安心して過ごすことのできる放課後生活を子どもたちが送っていることは、とてもありがたく思っております。

児童福祉法の一部改正により対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められました。大阪府下でも高学年を受け入れている市が増えています。守口市でも入会児童室における6年生までの受け入れは多くの保護者の願いです。

もりぐち児童クラブには、6年生までを対象とした登録児童室もありますが、入会児童室とは役割も違い、子どもの預かりの場ではなく、各家庭の責任で利用することを基本とした自主的な遊びの場の提供となっています。特に支援を必要とする児童については保護者同伴でなければ受け入れ出来ないという状況です。

1年生から3年生まで安全で安心して過ごせた放課後が4年生からなくなることは、支援の必要な児童を持つ保護者にとっては、仕事が続けられず生活ができなくなるということとです。

入会児童室における6年生までの受け入れは、その様な保護者にとって死活問題であり、切実な願いです。

平成25年度には、4年生の支援の必要な児童を対象に夏休みの受け入れの試行をして頂きましたが、支援の必要な子どもたちにとって学童保育は大切な居場所であり、通年で必

要だと思えます。

全対象児童の6年生までの受け入れが多く保護者の願いではありますが、特に早急に実現して頂きたい支援の必要な児童の6年生までの受け入れについて請願致します。

私たちは「子育てしやすい、子どもに優しい」と言えるような守口市になってほしいと願っています。ぜひ、下記の項目を早急に実現していただきますよう、お願いいたします。

請願項目1 「もりぐち児童クラブ入会児童室において支援の必要な児童の6年生までの入会を認めてください」

以上でございます。

【審議状況】

○委員 高学年の支援の必要な児童の受け入れに係る経緯と今後の方向性について教えていただけますでしょうか。

○事務局 平成24年12月及び平成25年12月定例会で御審議いただき、その後継続審議となっております今回の請願と同様の趣旨の請願におきまして担当課といたしましては、もりぐち児童クラブへの支援を必要とする児童の受け入れについて、平成25年度の夏期休業期間中に実施いたしました試行や、平成26年度に先進的に取り組んでいる自治体や社会福祉法人等の調査等をさせていただき、さまざまな角度から検討をした結果、放課後等デイサービス事業を本市や近隣で展開されている事業所が年々増加傾向にあり、学校の課業中はそちらを利用されておられる方が多いことと、学校休業期間中は、開始時間が遅いことから利用しにくい状況にあることがわかってまいりました。

そこで、市からの費用支出や事業そのものの効率性などを総合的に勘案し、平成27年度は、三期休業に限定した受け入れを実施することとし、1年生から3年生までの間、入会児童室を利用していた者のうち、当該期間においても保護者の就労等により児童の保護育成が困難な障害者手帳等を所持している児童を対象とする予定です。

また、実施方法については、受け入れ対象校に依頼し、支援学級等と新たな部屋を確保するとともに、社会福祉法人等に運営を委託して、実施しようとするものです。

なお、現在平成27年度の予算の審議中のため、確定いたしましたら改めて実施方法等について御報告させていただきたいと考えております。

○委員 実施予定校は何校ぐらいで、対象者がどのような対象者になるんですか、ちょっと教えていただけますか。

○事務局 対象校につきましては、我々、今現在考えておりますのは9校、対象者については19名というふうに考えております。対象者については先ほども申し上げましたけれども、1年生から3年生までの間に入会児童室を利用され、かつ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者、もしくは特別児童扶養手当、障害児福祉手当のいずれかを受給している児童でございます。

○委員 この請願の項目は、支援の必要な児童の6年生まで、全日ですか、毎日というような感じでされていると思うのですが、いわゆる三期休業に限定するとしたのはどういう理由ですか。

○事務局 放課後等デイサービスの事業所を利用されておられる方がたくさんおられることがわかってまいりました。保護者の方とお会いしてお話しする機会も多々ありまして、その中で一番困っているのは、三期休業期間中だと。それを何とかしていただきたいという御要望もありまして、それらを総合的に勘案して三期休業中に限定させていただきました。

○委員 いろいろ社会福祉法人ということで、ここにお願いするということになると思うのですが、実際そういう他市の例はあるのですか。それとも直営でされるところはあるのですか。その辺のことがわかったら教えてください。

○事務局 近隣市において守口で言うところの入会児童室に当たる部分を全部委託されているのは門真市と大東市であり、社会福祉法人や学校法人等に委託し、実施されておられます。今回我々が考えさせていただいた、この形は全国で初めてではなかろうかというふうには考えております。

○委員 請願の趣旨は、支援を要する児童については、6年生まで平日もしてくださいというのが趣旨やと思うんですけども、それで、今の説明によれば三期休業に実施すれば、一定要望は満たされるというふうに考えたらいいんですか。

○事務局 放課後等デイサービスを利用している方が多いことと、放課後等デイサービスの事業所さんが年々増加傾向にあるということが私どももわかってまいりました。また、課業期間中は放課後等デイサービスのほうが若干余裕が出てきているというふうにも聞いております。

児童クラブの場合はどこまでいっても小学校6年生まで、放課後デイサービス事業のほうでしたら18歳まで利用できるということもありますし、利用料についても、放課後等

デイサービスを使われるほうが安いとか、いろんなことがありますので、ご要望の全てが満たされるかどうかについて、夏期休業をやってみて、その後すぐ検証に入りたいというふうには考えております。

○委員　社会福祉法人でするメリットというのは先ほど言ったように、いわゆるそういう支援を要する子に対する指導といいますか、そういう人たちが多いということで、そのほうが直営でやるよりもメリットがあるというふうに考えてもいいわけですか。

○事務局　平成25年度に試行した結果、現行施設及び現行体制では受け入れられないというふうに私どもは判断させていただきました。

そこで、直営でなくて専門的なノウハウをお持ちの社会福祉法人等に委託させていただくのが一番いいのではないかというふうに考えさせていただきました。

○上記の質疑の後、請願不採択。